



島根県報

平成23年11月30日（木）

号外 第 197 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項第3号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第40条第4項第3号中「育児休業をしている教育職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である教育職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
